

福井県文書館講演

維新の激動と近代福井の成立

猪飼 隆明*

はじめに

- 1．維新政権と越前・若狭の諸藩
- 2．有司専制の成立
- 3．廃藩置県から福井県の成立へ

はじめに

みなさんこんにちは。今ご紹介いただきましたが、僕は福井県の武生市で昭和19年の2月に生まれて、武生高校を出て京都に行きましたが、1年浪人を致しまして、この浪人をしている時が豪雪でした。これは三八豪雪といわれている大雪で、もう毎日毎日雪かきをしておりました。今日、久しぶりに雪の福井にやってきました、あの頃を思い出しました。まだ母がこちらにおりますので、時折参るのですが、こんな雪の時はほんとうに随分久しぶりです。少々興奮しておりました。しかし1963年、三八豪雪の時はこんなどころではなかったですね。自宅の前の小さい路地なんか雪下ろしではなくて、むしろ道路の方が高くなりましたので、そういう風なことを考えますと、まあ感無量でありました。

さて、今日は文書館の講演会に呼んでいただきましてありがとうございます。実は福井県史を送っていただきまして読んでみました。僕は今まで国家というものを相手にした研究の他に、地方史では最初に手がけたのが大阪の摂津地方でした。その次に長いこと熊本で、熊本を対象にした研究をやってきましたが、その目をもって、この維新の激動から福井ができあがる時期を見てみますと、それはもう全然違うのです。様相が違う。違うというのは非常に面白い。だから僕は今面白くて面白くて、手持ちの資料を見ながら少しレジュメを作りましたら、今日みたいなレジュメになりまして、少々字が小さくて恐縮であります。僕自身も眼鏡をはずさないと読めないんですけど、これを元にお話をさせてもらおうと思います。

僕が歴史学を始めた当初に助手で河音能平という人がいます。すごい歴史学者でありまして、僕は「大正デモクラシーの時期を研究しようとしていましたら、大正期をやるのならばまずは維新をやらなきゃ」という、維新が最も研究が豊富だし、研究が最も豊富なところで、自説を作り上げていくという努力がないといかんぞという話で、しかも維新というのは非常に面白い時期だという話をたくさんうけて、それ以来明治維新时期、幕末から民権運動を含めて明治20年代ぐらいの間をずっとみていま

* 大阪大学大学院教授

す。まだまだわずかな研究しかできていませんが、いつまでもこの維新史の研究を離れられないというのは、やっぱり非常に面白いからです。

ちょうどこの時期、つまり19世紀の後半から20世紀にかけての時期というのは、個人というものが、個人の名前において登場する、あるいは個人という個性、先程のご紹介の中に福井のアイデンティティというところがありましたが、個性というものがもろに露出してくる時期であります。したがって僕は顔の見える時代だといっているのですが、一般庶民の顔まで見えてくるような時代、これが維新の面白さの原因になっていると僕は思っております。

維新の変革そのものは政治的な変革、社会的・経済的・文化的さまざまな、実に多様な変革の内容をもっています。何よりも封建制が潰れて、近代の資本主義国家が生まれる。しかし、どこの国でもそういう変革があっても、出てくる顔はやっぱり違うんですね。イギリスのスタイル、フランスの姿、それぞれ違うんですが、日本の国内を見てもやっぱりそれぞれ違ってきている。ところが違っているのだが、一方でそいつを均質化しよう、平準化しようという、これが近代なんですね。

つまり、統一した教育システムができる、同じ教科書を使うようになる、せめて同じ能力を持ったものがやはり生まれないと、近代的な国家というのは、ちゃんとした統治ができない。そういう点からいえば、それぞれがそれぞれの水準の能力を持つようにするというのが近代国家なんですね。そのために教育制度を作る、あるいは各藩ごとに相当に年貢の率が違う、あるいは雑税でも雑税のあり方が違うんですね、そういうものを統一する。地租を決める、しかも100分の3という具合に一律のものとする。一律にするといってもですね、しかし実状が違うわけですから、形は一律でも中身は違う。それでもとにかく平準化するという、これがいわゆる近代国家というものもっている姿なんですね。それぞれに違った経歴、違った歴史をもったものが同じような扱いを受けるといえることになると、これは一体どうなるかという、そういう興味があります。

僕は、先程いいましたように18年間福井にいましたけれども、実際は郷土のことは何も知らないんですね。ちょうど横井小楠の研究に少しずつ関わることになって、福井との関係を知るようになり、福井の歴史にも関心を持って今まで見てきましたが、たとえば熊本の場合は、熊本藩という、でかいでかい54万石の藩があります。実際は54万石ではなくて、成立当初から78万石ぐらいの大きい藩でした。これを幕府との関係で、つまり加藤清正のやった検地で54万石で決まるんです。

ついでですから隣の薩摩藩について触れておきますと、この藩は70数万石という大藩ですが、これは実は籾米の石高(籾高)でありますから、通常石高の基準である玄米にしますと、半分しかありません。にもかかわらず薩摩藩は籾高でいくと正式に決定して、幕府もそれを認めます。したがって70数万石にみあった負担に耐えなければならない。そんな負担に耐えるというのはそれはたいへんです。ところがここで薩摩は大藩というステイタスを手に入れたわけです。ステイタスを手に入れたから幕末にある意味ではそれなりの動きをする。これは面白いですね。国家ができる時のある種の思惑とかいうものが、ある時点でいきてくるということがあるので、薩摩はその一つのいい例です。

長州なんかはもっと面白いですね。あれは126万石ぐらいあったのが26万石、100万石とられてしまった。その恨み辛みがずっとあります。だから、たとえば新年の藩主挨拶の時には、幕府を倒す用意ができたか家臣に尋ねるのを恒例にしていたのです。倒す用意なんてする気などないのですけれども、

毎年そのことを繰り返すというのが、それがその殿さんのそれ自身がアイデンティティなのです。そして幕末になってその姿勢が本当のものになるのです。歴史というものの出発点に立ち返ってみてもそういう違いがあります。

さて、肥後の場合には、54万石の登録をして認められます。肥後の国の中でいいますと、相良藩今の人吉というところ と、それから天草・島原の乱があって天領になった天草、これを除いたすべてが熊本藩領ですね。ですから熊本藩と言う場合ほとんど熊本全体を指しているという、そういうことになります。

ところが、この福井を見てみますとそうはいかない。性格の違う藩が混在しています。ここで僕が興味を持ったのは、幕政にものすごくコミットする譜代の藩で、幕府のためにいろいろと行動してきたものが、その王政復古のクーデター以降どういう扱いを受けるか、あるいはどういう扱いを受けるかもしれないということを慮って、その藩がどう行動をするか、に興味を持ちます。

福井藩については、もうたくさん研究されていますからここでは扱いません。むしろ幕政にコミットをして、いうならば尊攘討幕運動にむしろ敵対していた、たとえば鯖江の間部がそうですね。間部詮勝は安政の大獄の、いわばそれを指揮する人物でありましたし、もちろん酒井忠義、つまり小浜藩の藩主もそうでした。そういうようなところが、討幕派のヘゲモニーのもと統一国家が形成されていく過程で、どういう姿でそれに関わったのかが面白いと思って、小浜藩の動きを少し見てみました。これからお話をするのはそういうところに少し力点を置きながら、維新という問題について考えてみたいと思います。

1. 維新政権と越前・若狭の諸藩

ここでは、まず越前・若狭の中で小浜のことを話しますが、その前に少し、維新に向かう政治勢力についてお話をしておきますが、民衆闘争だとかいう、そういうレベルの話は、今日はありません。もっぱら藩だとか士族だとかいうものが、つまり政治過程としてどういう具合にどんな動きをするかというところが中心です。

維新に向かう時にですね、政治路線としてはともかく最も早くから生まれ、最も長いこと続いたものが、つまり公武合体という路線です。これは、幕府の権威が次第に落ちてくる、その権威失墜が誰の目にもはっきりとわかったのは、ペリーがやってきた時でした。つまり開港するか鎖国を続けるかという問題が発生した時に、将軍は13代将軍家定という病気がちな将軍でありましたが、幕府はそれに対して独自に自信をもった判断ができない、というので諸藩あるいは朝廷に諮問をするという行動をします。これを契機に権威がどんどん落ちていきます。その落ちていく幕府の権威をどのように立て直すか、幕府固有の力だけではできない、朝廷の力を借りる必要があるということになる。もともと朝廷というのは江戸時代では政治的な主体としては認められていないわけです。禁中並公家諸法度の第一に「天子御芸能之事、第一御学問也」とあって、要するに政治的主体ではないというのが、基本的なわけですが、伝統的権威は言うまでもなくあるし、江戸の中期以降大政委任とあって、政治の大本は本来は朝廷にあるのだとの認識も広まってきている。そういう朝廷の伝統的な権威を利用して、つまり幕府の権威をもう一回再生させようという、これが公武合体の戦略です。その具体策が孝明

天皇の妹の和宮を降嫁させる、つまり將軍家茂のお嫁さんにするというもので、これが文久2年(1862)に実施され、この路線はクライマックスを迎えます。この公武合体、つまり朝廷の力を借りなければ幕府の力は再生できないという路線が一つです。

これが幕府を中心とする考え方で、元々は諸藩の中心人物もほとんどそうでした。薩摩の藩主も、それから長州の藩主もみんなそういう主張です。もちろん松平春嶽もそうです。ところが、その一方で開国の問題を巡っては攘夷派というものが生まれてくる。その攘夷派は自らの攘夷という主張の正当性の根拠をどこに置くかということ、孝明天皇の意志や主張、つまり朝廷が攘夷を主張していることに求めるわけです。尊王攘夷という尊王と攘夷を結びつける主張が生まれる、つまり攘夷だけだと単なる保守的な思想ですね。つまり鎖国は祖法なのだから維持すべきだと、こういう話ですから、保守的な思想です。ところが保守的な思想が保守ではなくて幕府を変革させる力になるには何か別の論理が必要です。それは何かということ、それは孝明天皇が開国に対しては、反対している、つまり攘夷をすべきだといっているという事実なのです。幕府は、この天皇の勅諭を無視して開国をしてしまった、それは違勅だという主張が生まれるのですね。

ここに尊王攘夷、尊攘という路線が一つ生まれる。尊攘派の運動が高まってきます。幕府の権威はますます衰えてきます。公武合体ということでは、もはや事態は収まらない、もはや幕府はこのままではすまないだろう。ただ幕府が倒れるのは仕方がない、仕方がないけれども幕府の徳川だけは何とかして残して、つまり維持させて、そして他の有力な藩との間で合議制を作ろうじゃないかという主張が慶応段階になると出てくる。これが公議政体派といわれるものです。だから朝廷を真ん中において、そして雄藩とそれから徳川というのを合わせてこれで1つの合議政体を作っていこうと、これを公議政体派というのです。

尊王攘夷論にも変化が生まれます。文久2年にですね。島津久光が藩の隊列を率き連れて京都に、そして幕政の改革を要求して江戸にまで来ます。そして帰り際に横浜郊外の生麦という村で、イギリス人がその隊列を横切ったというので殺傷します。このことをめぐっておきた薩摩とイギリスとの戦争、薩英戦争、それから攘夷の実行をして長州が目の前の下関を通るアメリカ・フランス・イギリス・オランダの船に砲弾を撃ち、これの仕返しを受けて起きた下関戦争、この2つの大きな戦争を経験して、攘夷にこだわっていたら日本は潰れるかもしれないという考え方や危機感を持った長州を中心とする人たちは、尊王攘夷から攘夷を捨てて尊王討幕へと進みます。もちろん攘夷論をそのまま主張しつづけるものも残るわけですが、これは社会を変える勢力にはなりません。ですから今ここで三つの路線が相對することになる。すなわち公武合体派と公議政体派と尊王討幕の三つの路線です。そして、そのいずれの路線も天皇＝朝廷が自分たちの主張の、あるいは行動の正当性にとっては必要だと考えるのです。だから朝廷＝天皇の取り合いとなるのです。これが、路線の対立ですね。

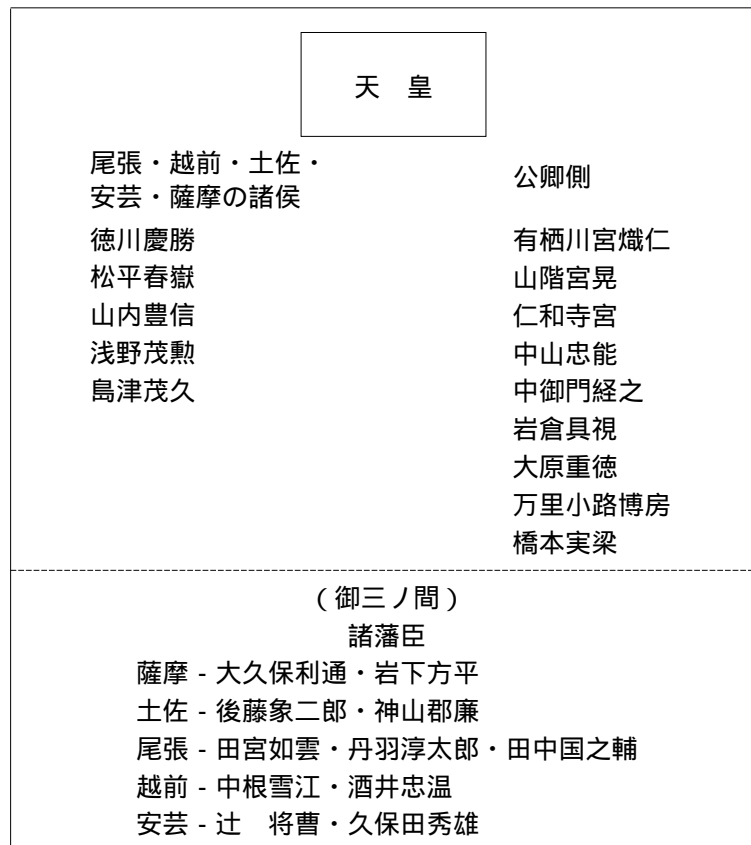
しかし、公武合体は幕府がとりつづける延命策ですから変革する側は公武合体ではなくて公議政体派か、あるいは尊王攘夷派ということになります。尊王攘夷から尊王討幕へと主張を転回させてきた人たちは、つまり下級武士を中心とする勢力であります。それは藩を飛び出た連中であつたり、藩に依拠しながらも自分の藩を自分たちの力で動かしたいと思う人たちです。その典型が長州です。薩摩の場合も事実上は久光 国父、藩主はその息子です を動かすのはむしろ大久保であつたり西郷であ

ったりする。特に大久保の力は大きい。

そういう勢力を舞台にして変革を行う。慶応4年(1868)の12月9日の王政復古のクーデターというのは、この討幕派の人たちのプランに基づいて実行されます。しかし討幕派によって12月9日のクーデターは実現するけれども、討幕派だけでは成り立たない。クーデターは軍事力を背景に行われますが、その軍事力は藩がもっています。ですからできあがったときには、やっぱり公議政体派の大名クラスが大きな位置を占めることになるのです。

12月9日の夜に小御所会議というクーデター政権最初の会議が開かれますが、小御所という京都御所内の清涼殿の東北にある殿舎ですが、この真ん中に天皇、16才の天皇が御簾に囲まれて座ります。この前に公家の連中、つまり三条実美であるとか岩倉具視とか徳大寺実則であるとかいう中心的人物たち。それから大名、雄藩の大名。薩長を中心に薩長土肥、それからこの越前も。それから宇和島藩主等々がここに。で、ここの襖で仕切られている次の間に、襖を開けて、雄藩の家臣で討幕派の連中がここに座っています。敷居を隔てて外側の御三ノ間に座るわけですね。

図1 小御所会議



このクーデターは武力クーデターでありますから、その前の日の8日から朝議が開かれ、懸案の長州処分解除の問題と神戸開港問題が議論されます。たいていそうなのですが徹夜でああでもない、こうでもない議論され、明け方になって皆さんを帰すのです。その帰らせた後で、御所の九門を閉鎖し、そして薩摩・土佐・芸州の兵でそれを埋めて、クーデターが行われたのです。その具体的なプランを立てたのが三条であり岩倉であり大久保であり西郷であります。小御所会議ではこのやり方に山

内容堂、旧土佐藩主は最も大事な人間である徳川慶喜(その時は二条城にいます)をはずしたところで、しかも武力をもってこういうことをやることはもってのほかだと、ものすごい剣幕で非難をします。岩倉具視がそれに反論しますが、それを一喝して、つまりその批判を押さえてしまったのが誰かというところ、この御三ノ間にいる大久保なのです。つまり、事実上、討幕派がこのクーデターを主導した。しかし、できあがったときにはこの二つの勢力が権力を構成するメンバーとしては必要でした。実際のところ、討幕派と言えるものは12月9日からしばらくの間は、大名クラスでは薩摩の島津忠義(しばらくして長州の毛利元徳も)だけだったのです。

一方、公議政体派の中心になっているのが山内容堂とそれから春嶽、宇和島の伊達宗城たちです。公議政体派の人たちは、実際上は権力の中に取り込まれているその地位を活用してもう一回巻き返しを謀るのです。辞官納地といいまして、将軍が持っている権力をすべて返上しなさい、内大臣辞任と領地の返納をしなさいとの交渉を尾張と春嶽にさせる。その過程で何とかして慶喜を権力の中心に置こうと努力をするわけです。

それを討幕派はそうさせない、というので画策をします。どこで画策をするかということと京都で画策するのではなくて江戸で画策をする。つまり、幕府に関係する東北諸藩、米沢であるとか会津であるとかに対して、相良総三ら子飼いの者を使ってですね、ちょっかいをかけさせるわけですね。いやがらせをしたり、いろいろ。そうするともうたまりかねて今度はこれは反撃に出る、それを待つわけですね。つまり庄内藩の侍たちが薩摩藩邸、江戸の薩摩藩邸の焼き討ちという行動に出たのです。その仕返しの報告が大坂城にいる徳川慶喜(先程二条城にいましたけれども、しばらくして大坂城に戻り、大坂城で反撃の機会を待つわけ)にその報告が入ります。そこで慶喜は薩摩への不満は増大していると判断して、兵を率いて京都に向かうという方針を立てます。

それが年明けて1月3日ですね。これが鳥羽伏見の戦いなのです。慶喜はその時に1万5,000の兵を率いて京都に向かっていきます。途中で淀藩などを通過しますが、淀藩も当然一緒に兵を挙げ加わってくるとしたら傍観の態度をとるというので慶喜の軍勢は、もうひとつ意気が上がらない。それを、鳥羽と伏見で薩摩藩と長州藩の兵が、トータル5,000ですが、3倍にあたる兵をうち砕くというわけですね。この鳥羽伏見の戦いという戦争が、実は公議政体派の根拠を失わせる結果になった。何故かといいますと、徳川慶喜は京都に向かって兵を向けたわけでありまして、つまり朝廷に刃を向けた。皆さんの手元にちょっと資料を出しておきましたが、慶応4年正月3日というところでありまして、「君側之悪ヲ掃ヒ候二付、速ニ馳参、軍列ニ可相加者也」というのが、これが慶喜の出した軍忠状であります。この達書、「君側之悪ヲ掃ヒ」、つまり天皇の側の、君側の姦です。誰かというところ薩長だと、こういわれているわけですね。それを払うために兵をおこすんだと。しかし君側の姦をはらうというんだけれども、朝廷に向かって兵を挙げたということで朝敵と断罪されるのです。朝敵になった以上、天皇と同じテーブルにはつけない。というわけで、公議政体論というのは潰れるのです。

資料1

慶応4年正月3日 徳川慶喜、江戸薩摩藩邸襲撃の報に接し、討薩表および薩人の罪状を草し、大目付瀧川具知にこれを奏させ、またこれを諸藩に示してその兵を徴集する。具知は京都には入れず。淀城に留まって、

5日に戸田忠至に奏状を上らせる。慶喜は、「召命ニ赴ク」として、伏見・鳥羽二道に向かう。「君側之悪ヲ掃ヒ候ニ付、速ニ馳参、軍列ニ可相加者也（慶喜諸藩への達し書）」

瀧川具知の所持していた「軍配書」で、酒井若狭守人数は、松平下総守人数と共に橋本関門に配置。

正月5日 京都の小浜藩屋敷「御用二候間、早々明渡可申事（姉小路にあった）」

正月6日 慶喜、汽船で大坂城を去る。このとき、酒井忠愐（播磨姫路）、松平容保・松平定敬・板倉勝静とともに、これに従う。酒井忠氏は、慶喜が江戸に逃げ帰ったため、8日に大坂を発ち、15日に帰藩した。

正月7日 征討之令「此時節ニ至リ、不弁大義、賊徒ト謀ヲ通シ、或ハ潜居為致候者ハ、朝敵同様、嚴刑ニ可被処候間、心得違無之様可致候事」

今まで動揺していたたくさんの藩、新政府ができたといっても新政府がまともにそのままいくものなかわからない、日和見的に動揺している、そのような藩は、いずれは自分たちの帰趨を決めなければならぬ、というわけですね。そういう決断の時がこの鳥羽伏見なのです。しかも7日には「征討之令」が出され、この徳川慶喜と行動を共にしたり、あるいは徳川慶喜に関わる連中をかくまったりしたら、おまえも朝敵だぞと触れ出されます。

とすると、今まで幕府と手を組んでいた者たちはどうなるか。正月3日に慶喜が兵を挙げるときの「軍配書」があります。ここでは酒井若狭守はどういう扱いになっているかというと、松平下総守の人数と共に橋本関門に配置されることになっています。橋本に兵を置いて直接戦争に携わるのではなくてそこで防御をする、衛兵としての役割を任じられている。慶喜はあちこちに兵をおいて、つまりある種の関所部隊を作るのです。そのうちの1つをこの小浜藩は担うわけであります。

このときの小浜藩は何人いたかということ、2月21日の届、これは新政府軍に組みこまれてから、その指揮をうけて北陸道に出兵するときのものです。それ（資料2）を見ますと、この軍配書を受けたのは、それ以前から京都で警備にあっていた兵士230人だと思います。これが本当に橋本に行って警備にあたったのかということわからないのですが軍配書にはちゃんと書いてありますから、慶喜の方からいえば明らかにこの小浜藩というのは自分たちの勢力としてちゃんと位置づけられていたという意味です。

資料2 2月21日付の届

北陸道為御先鋒出張人数之覚

一隊長司令士 25人 一縦隊 240人 一砲 4挺 一右司令砲手 20人

一輜重掛司令等要務之者 63人 一医師 2人 一夫方 50人 〳400人

右京太夫在京中召連候人数之覚 〳230人

越前敦賀表出張人数之覚 〳258人 総〳889人

残テ 794人(内 士分 462人 足軽 232人)

事実、この小浜藩は譜代でずっと大老職、それから京都所司代の役割を歴任してきた。とくに、京都所司代の時には朝廷とはいい関係を保っていました。つまり朝廷内攘夷派を放り出した後、朝廷の

中は何を頼っていいかわからないような時期があります。その時にある意味で頼りになっていたのが、この酒井忠義という京都所司代でした。しかし、その前に何をしていたかという、先程ちらっといいましたが、鯖江藩主の(間部)詮勝とともに安政の大獄に関わっているわけですね。ですから、そういうところから討幕派から見ればこの將軍慶喜の勢力の一部なのです。

ところがこれは小浜藩にとっては大問題なわけですね。この後どうしたらよいかと思案しているとき小浜藩に対して、通達があります。つまり小浜藩は賊軍つまり慶喜の軍勢として行動したということで、おまえらは皇居の九門のどこからも入ることを許さない。「御門通行停止之事」という、こういう沙汰がおりるのです。これが8日のことです。

資料3

正月8日 小浜藩、高松・松山・大垣・鳥羽・宮津・延岡の諸藩と共に、

「賊軍ニ從フヲ以テ、其人土ノ九門ニ出入スルヲ禁ス」御門通行停止之事」

正月8日 長門藩から、小浜藩邸貯蔵の弾薬をかりたいと申し入れる

「国元ヨリ輸送之弾薬、大坂川口辺迄廻船仕候処、賊兵抄略仕候哉二相聞工、今以到着不仕、然処、数日之連戦、有合之弾薬致底候折柄、若州屋敷ニテ困置候弾薬有之哉二御座候間、朝廷御要用之分トシテ、拝借被仰付候様奉願上候、已上。

長門宰相 内

寺内暢三」

正月9日 高倉永祐^{ながさち}を北陸道鎮撫総督に任ず、副に四条隆平^{たかつね}。東山道鎮撫総督には、岩倉具定^{とよさだ}(岩倉具視の孫)副に岩倉具経。

正月10日 小浜藩(酒井忠氏)、大垣・鳥羽・宮津・延岡各藩とともに「御不審之次第有之二付、被止入京候事」

このとき、慶喜・容保らは官位を褫き、容保以下6人の邸地を没収。

正月11日 安芸・備前・土佐の3藩に備後松山(阿部正方)、備中松山(板倉勝静)、讃岐高松(松平頼聡)、伊予松山(久松定昭)を討たせる。備中・備後・讃岐・伊予の旧幕領を収めさせる。

「高松、松山、大垣、姫路右四藩、從來奉輕蔑天朝候儀不少処、剩、今度慶喜反逆ニ与カシ、官軍ニ敵シ候段、大逆無道、依之、征罰之軍被差向候事 正月十日」

正月12日 酒井忠氏の父酒井忠義右京太夫、兵を率いて召命に赴くことを稟し、且つ、忠氏のために罪を乞う。

「私儀、去ル八日被為召候二付、人数召連速登京可仕候、從來先々帝様ヲリ格別之奉蒙御懇命、素ヨリ尽力忠勤仕度赤心ニ御座候、何卒相応之御用被仰付、偏ニ奉願候、若狭守ヘモ兼々同様申付相心得候処、無抛次第二付、江戸表ヨリ直様下坂仕候折柄、当今之御場合ニ相成、終ニ出京モ不仕候段、甚以恐入候次第二御座候。右二付、朝廷ヨリ御沙汰次第、如何様共処置可仕候、右御請申上候、以上。

正月十一日

酒井右京太夫」

そうすると早速ですね、この長州から言えば小浜藩というのは朝敵でありますから、小浜藩が蓄えている弾薬を朝廷御用として使わせてくれという、こういう要請が入ります。これが8日、同じ日です。長州藩が言うのには、「国元ヨリ輸送之弾薬」が「大坂川口辺迄廻船」でやってきている筈なの

だが、賊兵に取られてしまったのが、今もって着かない。そして「連戦（つまり鳥羽伏見の戦い）で、弾薬がなくなってしまったものだから、若狭の屋敷に囲んであるような弾薬を、「朝廷御要用之分」として我々に貸してくれというのです。貸してくれといっても、これはくれというのと一緒でしょうが、こういう文章を出している。これも許可が出たのかどうか分からないのですが、おそらくOKが出たのでしょう。

その次に9日になりますと、北陸道を北上していく北陸鎮撫総督が任じられます。高倉永祐、それから副に四条隆平です。東山道も決まります。という具合にして、追討軍の体制がどんどんできていきます。10日になって小浜藩に対して、さらにまたこういう沙汰が出ます。「御不審之次第有之二付、被止入京候事」つまり、小浜の人たちの入京はだめだと。これは深刻な問題でして、この直前まで小浜の藩主若狭守がどこにいたかという、大坂にいるわけです。ですから帰藩しようと思ったら京都を通るのですが、これが通れない、こういう事態であります。これが10日。しかも、藩邸も召し上げられます。10日を限りに小浜藩は京都に入ったらだめだとされ、この時に慶喜や会津の松平容保だとかは官位をとられてしまうのです。

11日になりますと、備中・備後・讃岐・伊予の旧幕領は新政府に収めさせる、討幕派に握らせるということなのですが、高松、松山、大垣、姫路、この4藩は新政府に帰順していない藩ですから征伐の対象になります。こうなってくると、これは小浜藩だってそうなる可能性が出てくるわけですね。

そこで11日、酒井右京太夫忠義の名前で資料3(正月12日の項)のような文書が出されます。まず最初のところに、「八日被為召」というのがあります。これは何のことかといいますと、8日に鷲尾侍たかあつ従隆聚の名前で出された「布告」と関係があります。

資料4

「此度浪華之兵、伏見表へ出張、反逆之色相顕レ候二付テハ、官軍御差向之処、已ニ及戦争、朝敵顕然二候、依之、速ニ征伐可致旨、再度被為蒙勅命、並錦御旗被相渡候條、四方之士民、普天率土之大義ヲ弁明シ、王事ニ勤勞可致事

戊辰正月

鷲尾侍従隆聚たかあつ

執事」

「別紙之通、四方へ布告二相成候間、其藩々ニ於テモ同心戮力、速ニ奉勅、数千年之奉報恩候様可被成候事

戊辰正月

鷲尾侍従隆聚たかあつ

執事」

「今般被為召候二付、人数召連シ、右京太夫上京之儀、明十二日、若州表出立仕、平常二候得ハ早々上京可仕候処、此頃、殊之外深雪ニテ、旅行果敢取不申候二付、来ル十六日京着之積ニ御座候。就テ八道中筋御固所通行差支無御座様、御筋へ御達被下置候様奉願候、以上。

正月十一日

酒井右京太夫家来

深栖 務」

要するに、朝廷に馳せ参じて朝廷とともに行動するということを要求している布告です。これは小浜藩に対してだけ出したものではなくて、諸藩に対して出されたわけですね。当然これをうけて直ち

に馳せ参ずる藩がたくさんあるわけです。小浜藩はどうしたのでしょうか。ここで酒井右京太夫忠義は天皇との関係について弁明しています。それが「先々帝様ヨリ」とあるところです。「先々帝」とあるのはだれのことかということ、仁孝天皇です。つまり孝明天皇の先代で、この仁孝天皇の在位は、1817～46年ではありますが、忠義が所司代になったのは43年でありますから3年間は、この仁孝天皇のもとで京都所司代をつとめたということになります。この間御所＝天皇の信頼を得ていたのだ、朝廷とは特別の間柄なんだ、だから私たちは朝敵ではない、新政府に対して敵ではないのだと一生懸命弁明してるわけです。

これが11日であります。ところで小浜藩に対して沙汰書が出たのはいつかということ、先程いったように「九門二出入スルヲ禁ス」というのは8日であります。これがすぐさま、つまり国元に届けられ、しかもそれに対する藩主の弁明がその3日後に京に届くなどありえない。つまり、『復古記』の編者はこういうわけですね。「案スルニ、小浜、京師ヲ距ル二十五里、此書即日上達スルノ理ナシ。蓋シ在京家臣ノ代作ニ係ル」という具合に、右京太夫の名前で、在京の藩士、おそらく留守居であるとかが認めたものではないかと。つまり、京都にいる彼らにはびんびんと情勢が伝わってくるわけですね。へたしたら小浜藩はどういう扱いをうけるか分からない、場合によっては征伐を受けるかもしれない。

ですから、今年はことのほか雪が多いのですぐさまとはいかないが、来る16日には何とか着くからという弁明がこの右京太夫の代理からなされている。この後『復古記』は次のようにいいます。「昨日小浜・大垣二藩入京ヲ止メラレ、本日此書ヲ上ル、相矛盾スルニ似タリ」と。つまり実際上は達書を受ける前に手を打っているという、したがって藩の中樞よりも、むしろ留守居であるとか、そういった者の行動として何とかしないと藩がやられてしまうという判断をしてやったんじゃないか、という予想をしているのです。

資料5

正月13日 酒井忠義を以て北陸道先鋒となし、戸田氏共をして東山道先鋒となす。

15日 忠義受書

「此度、御不審之次第被為在候二付、入京之儀差留二相成候処、謝罪之道追々被為聞召分、此度賊徒追伐被仰出、鎮撫使御発シニ相成候二付北陸道先鋒被仰付、成功之上、別段思召可被為在候段被仰出奉畏、冥加至極難有仕合奉存候、右御請申上候、以上。

正月十五日

酒井右京太夫」

正月15日 酒井忠義、京に至り途中遷延の由を稟し、且つ忠氏の罪を乞い、明日令して、忠氏を幽し、忠義をして立功自贖せしむ

「私儀、被為召候二付、去ル十二日、若州小浜表出立仕候処、折節深雪ニテ、道中筋果敢取不申、精々差急キ、一昨十三日夕、江州河原市駅迄罷越候。然ル処、分部若狭守領分大溝ニテ、未何之御沙汰モ無御座候間、通行難為致旨二付、色々掛合モ為仕候得共、同所ヨリ相伺可申候間、夫迄之処、兎角相待可申旨ニテ、不得止、右河原市駅滞留罷在候処、昨十四日夕、通行仕候テ宜趣申越候二付、即刻同駅出立仕、只今到着仕候、此段御届申上候、以上。

正月十五日

酒井右京太夫」

「同氏若狭守儀、此度不図、不都合之次第相成恐入候段ハ、過日申上候事ニ御座候、然ル処、私在所出立仕候迄ハ、未不著不仕候処、此程領分迄罷歸候由ニ付、不取敢、右罷歸候次第相糺候処、去ル十一日、丹州於福住、勅使西園寺殿へ御行逢ニ相成候節、別紙書付指上、猶又委細申上候処、夫々御承知ニ相成、若狭守儀八直ニ一ト先歸国仕、人数之内勅使御供可仕旨依御沙汰、重臣一人、其外少々之人数相残シ、若狭守儀八歸国仕候趣申越候ニ付、屹度相愼可罷在旨申付遣候処、猶御沙汰相待、如何様共処置可仕候間、御差図被成下度奉存候、依之、別紙差添、此段申上候、以上。

正月十五日

酒井右京太夫」

別紙

「私儀、蒙御尋問奉恐入候、累代格別天恩ニ沐浴候儀、勤王之外、素ヨリ他念無御座候、勅命尊奉之儀ハ、今更申上候迄モ無御座、愈勤勞仕候覚悟ニ御座候、徳川氏へ奉公仕来候儀ハ、是又祖先以来之恩義ニ報候臣子之情分ヲ尽シ候迄ニテ、朝敵ニ荷担仕候存念、毫毛無御座候、微衷之程、幾重ニモ御亮察被成下、宜御執奏之程奉懇願候、以上。

正月十一日

酒井若狭守」

十六日達書

「

酒井若狭守

其藩事、従前、徳川之家隷トシテ、朝廷へ奉対、如何之儀モ有之候処、謝罪之道相立、帰順之儀御許容被為在度旨、段々歎願之旨被聞食候、随テ今度為東征、北陸道鎮撫將軍ヲ被置候間、右先鋒被仰付、其功勞ニヨリ前罪御宥免可相成候間、奮勵戦鬪可仕候、右謝罪之実功相顕候迄、若狭守儀、其方へ御預ケニ相成候、其旨可相心得、御沙汰候事。」

忠義申請書

「此度、北陸道為鎮撫、勅使御下向ニ付、私儀、右御先鋒被仰付、誠以難有仕合奉存候、然ル処、従来持病之痔疾ニテ、乗馬ハ勿論、乗輿モ甚困難仕候、此度押テ上京仕候ニ付テモ、強ク相障、起臥モ不自由罷在候次第、長途之出馬甚以無覚束、深ク心痛仕候、右ニ付、不本意之至、自由ケ間敷、重々奉恐入候得共、為名代一門酒井直江へ篤ト、御趣意申含、人数差添先鋒為相勤、私儀ハ爰許ニテ療養相加、少々ニテモ快候ハ、跡ヨリ出馬可仕候、此段御聞置被成下度、偏ニ奉懇願候、以上。

正月十九日

酒井右京太夫」

「

越前中将

酒井若狭守

今般御親征被仰出候ニ付、北陸道先鋒被仰付候條、国力相当人数差出、諸事総督之指揮ヲ受け、令勉勵候様御沙汰候事

二月六日

但、二月一五日迄ニ、総督本陣へ相揃候様被仰付候事」

ここでは一生懸命先手を打ったのが功を奏して、13日に酒井忠義を北陸道の先鋒とするという達が来ます。この時点で忠義はすでに隠居しています。藩主が朝廷に対して反逆をするような行動をした

わけですから、隠居している忠義宛にそれを出す。それで忠義はどうするかというと、忠氏という藩主を幽閉して押さえてしまうから許してくれと、こういう具合にいうわけです。これが、15日の忠義の請書とこの2つの文書であります。まあ、うまいこといけば思召しによってゆるされるぞとの期待がかないまして、結局やれやれということになるのであります。

しかし、忠義も忠義で、そういわれながら面白いのは、その次の文章であります。小浜を12日に出立をしたが、雪が深いので思いどおり進めない。今の高島町に当たるところにいるが、大溝の若狭の領分つまり分部若狭守の領分を小浜藩の兵隊が通行するから通してやれよというような沙汰が届いていないからそう簡単に動けない。そこでいろいろ掛け合って、やっとこさ動き始めて、「昨十四日夕」に通行できたと、延着の申し開きをしているのです。「就テ八道中筋御固所」だからちゃんと我々が通れるようにしておいてくれよという願いは11日に出しているのに、その通りにならない。その次には病気なので京都に思うとおりに行けない、などという話をつらつらと述べます。意外に言いたいことも言っているのです。このあたりを読んでいますとたいへんです。目を通していただければと思いますが、要するに若狭の方はこの新しい事態になって、何とかして藩そのものが新政府にとって敵だとかあるいは具合悪い存在だとか思われぬようにするために躍起になっているわけですね。おそらくは藩主の意向をおもんばかって、留守居あたりがですね、様々に動いていたという具合にいえると思います。それが功を奏した。

それで結局はどうなったかということ、北陸道の先鋒に加わるということになります。京都の姉小路にある若狭邸、若狭の京都屋敷はいったんは召し上げられるんですけども、たしか3月ぐらいにはもう1回戻されます。もっともこれは廃藩置県の時にすべて京都府に返却されます。これは「政典」という京都府の文書の中にそういう記録が出てきます。こちらへのいきさつはもう少し細かく見ると非常に面白いのでありますが、これぐらいにしておきます。

2月21日に先程いいました届け出の人数があります(資料2)。先鋒隊として出ていくのは400人です。ところ小浜藩が抱えている武士の数が合計で889人ですから、半数近くを先鋒として出す。その時も面白いです。その忠義に対して兵を出させるのに「国力相当人数差出」という指示があります。つまり、これだけの人数がいるからおまえのところからこれだけ出せというには新政府はいわない。このいわないところにおそらく意味があるのです。つまりどれだけのことをやるのか見ようとしているわけで、忠勤度をいわば調べているわけですね。これがこういう形になって出てきます。

資料6 譜代家へ内演舌書(2月)

「徳川家之議八、既二三百年来之御治世中、恩義ヲ受候議八御同然之事二候へ八、御同家ヲ廢略ニ致候存慮聊無之候得共、(中略)就テ八朝敵タル方八、親疎不撰即我敵ト致覚悟ニ有之候、(中略)若又其御方ニヨリ、一國ニ徳川家ヲ大切トノミ被存、万一錦旗へ砲発等被成候様之儀御座候テ八、其身永ク朝敵之臭名ヲ千載ニ被残候而已ナラス、第一徳川家之御罪名ヲ被重候而已ニテ、御為筋ニ八聊相成申間敷(後略)」

2月15日までという話になりますが、そこから東北戦争に出かけていきます。この譜代に対して新政府がどのように介入しようとしているのかというのが、資料6です。つまり、朝敵たるものにつ

いては、親疎 これまでの譜代であるとか親藩であるとか外様であるとかという幕府との関係 そういったものを抜きにして、もし敵に与するような行動なり言動があれば、もうそれは敵であるから、幕府と同じような扱いを今後もずっとするぞという、ここでは「臭名」と書いていますが、そういうものを蒙ると。「徳川家之御罪名ヲ被重候而已ニテ」という具合に書いています。新政府の立場はこういう形で露骨に主張されます。ですから、こうなれば藩は何とかしないとこれはたいへんなことになるぞというわけですね。

これが小浜藩の動きですが、ほとんど鯖江藩の場合も同じような動きをします。鯖江藩については残念ながらおそらく幕末段階で幕府との間のいざこざもあった上、結局は大した扱いを受けない。元々鯖江藩は譜代ではないわけです。『藩士辞典』を見ていましたら、天保期に20万両ほど使って幕府の中で地位を占める、獵官運動に金がかかったと書いてありますが、もしそれであるならば相当なものであります。つまり若年寄から老中へという、そういう途を幕府の中で手に入れるために大枚の金を使って藩の財政が苦しくなった。そのあと引きつづいて幕府との関係がうまくいったわけではないようで、むしろもめ事があって、したがって鳥羽伏見の戦い前後では徳川家に与してはいないようであります。

むしろそれとおなじ扱いを受けたのは、敦賀であります。ここも戦々恐々でありました。それから、勝山藩は正月7日あるいは3日なのか、これは新政府側から大和と河内の境にある和州闇峠(闇嶺)というところに出張するよという達書がでます。つまり鳥羽伏見で落ちてくる者が和歌山の方に逃げるのをそこで警戒してとどめるというのが役割です。たとえば堺とか伊丹にはたくさん逃げ込みます。そういうものの受け皿にして留める。これが勝山藩であります。それから丸岡は譜代並の扱いを受けていくのですが、残念ながらよくわかりません。戊辰戦争の時にどういう立場になったのかちょっと『復古記』あたりを見ていてもあまり出てきません。

つまり今ここでお話をしたのは、過去の幕府との関係を理由に、新政権によって諸藩がどのような扱いを受けるかということでした。

ところで、この新政権は、雄藩連合の政権ではありません。雄藩の連合のように見えますが、鳥羽・伏見以後は動かしているのは何かということこれは全く討幕派なのです。しかも討幕派は討幕派でもその中心人物が握っているわけです。それを僕は「有司専制」と呼んでおりますが、有司専制という権力がそいつを動かしているわけです。そこでですね、権力の中枢はどういう具合だったのかという話を続けてしようと思います。

2. 有司専制の成立

鳥羽伏見の戦いがある、その戦争で慶喜側は負け、大坂へ逃げ帰ります。しかし大坂にいても危ないというので間もなく船に乗って江戸に逃げます。それを追いかけてつまり征討軍が生まれるわけですね。朝敵を追いかけていくということになる。そこで有名な江戸城の無血開城であるとか彰義隊の戦争であるとか、その後にはつまりは東北戦争、東北諸藩が会津だけを孤立させてはならないと奥羽越列藩同盟というのができて、これと一つずつ戦争をしていく。会津の白虎隊の戦いを含めた相次ぐ戦いになるわけです。

この戦争はおおむね年内に終わるわけですが、ご存じのように榎本武揚が海洋丸で箱館に逃げ、五稜郭に籠もります。ですからこれが終わるまで戊辰戦争というのは続くわけです。しかし戊辰戦争は継続しつつ、新しい明治の新政府は体制をどんどん創っていかなくてはいけない、というわけですね。そのときのエポックメイキングな制度改革が何かというと「政体書」というものであります。政体書という言葉は翻訳語でありまして、constitution、今我々は憲法と訳すものです。憲法と訳すものが、この政体書という翻訳語で出されました。ともかくも立憲制という形をとることを宣言したのです。だから立法・行政・司法、このときは立法・行法・司法と書きますが、三権分立を建前にして、それでいて太政官に権力を集中するというスタイルになるわけです。

僕はこの政体書にたいへん大きな位置づけを与えている者です。これまでの日本の近代史研究では政体書というのは、三権分立とはいっても実は立法と行政というのはそんなにきちんと分かれていない、結局は太政官に集中し、肝心なところはみんな同じ者が握るという形になっていて、立法権というのは独立していないと、むしろ批判的なのです。ところが、三権分立の歴史を世界的に見てみてもそんなにきちっと分かれているところは実はあんまりないのですけどね。たとえばイギリスなんかはその三権分立のふるさとみたくにいつてますが、あそこでは上院、貴族院です。貴族院が最高裁の役割を担っていました。ロイヤルコートというのは実はそういうところなのです。だから司法というのが完全に独立していない。そういう意味では中途半端な部分があるわけです。

事実、この問題についてはあとで松平春嶽が適確な批判をしています。これは福井県史に三上先生が非常に正確に書かれています。「議事ノ制ニ就キテノ案」という文書の中で春嶽は、立法・行政の両権が峻別されていないことを批判して、ちゃんとこれを分けなければだめだといっています。議事所という立法権を扱うところについても、「虚名ニシテ実効ナク」という具合にはっきりと松平春嶽は批判をしています。今のところですね、その政体書について、立憲制の本質的な認識をベースにして質的批判をしたのは実はこれだけです。春嶽だけです。そういう点からいうと僕は春嶽の批判は非常にすばらしいと思います。これは横井小楠との関係の中で鍛えられてきたものだと思いますが非常に面白い。このように、近代日本が、成立の当初から立憲的形態を採用することを表明したものとして、政体書は重要なものと考えますが、私が政体書に注目する理由は別の所にあります。政体書の重要性というのは一体どこにあるのかというと、実は天皇と政府との関係についてなのです。つまり天皇と政府との関係を一本、唯一の線で結んだことです。つまり、天皇にいろんな人が発言をする。たとえば西郷隆盛なんかは天皇と非常に仲が良かった。懇意にしていたというのは西郷にとって非常に大きな彼のすばらしい出来事のひとつなんですけど、しかし両者の関係は、国政つまり政策立案、政策を作るレベルの話ができる関係ではないのです。個人的な話です。政策上、国政に関する問題はすべて天皇とのルートを一本化する、すなわち天皇に上奏できる上奏権は総裁しかないのです。総裁が倒れたときは総裁代行というものしかないです。右大臣が天皇に直接こうしてくれ、ああしてくれという了解を得るといえるのはできない。議定の一人一人がそういうこともできない。これをはっきりさせたのが実はこの政体書なのです。

ところでこの政体書が作られる時ののはなしが「福岡孝悌談話筆記」というものにちょっと書いてあります。これは福岡孝悌の思い出話であります。この「此時八副島ト二人デヤツタ。副島ガ制度寮ノ判

事デ同僚トナツタ」と。要するに政体書は二人で作ったという話をしています。この福岡は土佐藩士であります。副島種臣は佐賀藩士であります。副島は致遠館の教師として長崎にいたことがあります。佐賀藩は自藩の学校を長崎においていました。そこにオランダのフルベッキなんかと同じ教師としてやってくる。で、教師同士で仲が良くしているんな話をするということがあって、フルベッキの影響を受けています。

それで福岡とともに制度寮の判事に副島はなるわけですが、副島がまず政体書の草案を作ります。それを福岡に渡します。福岡がそれに潤色し、案文を作成します。福岡孝悌というのは、これは龍馬の影響を強く受けており、土佐の立憲制の伝統の中にあります。そういう点からいえば、彼も非常に近代的な立憲主義思想というのを身につけてきている。その彼がそれに潤色をします。さらに土佐藩で福岡の先輩にあたる神山^{くにひろ}郡廉が浄書します。清書したものは大久保利通を介して岩倉に届けられます。

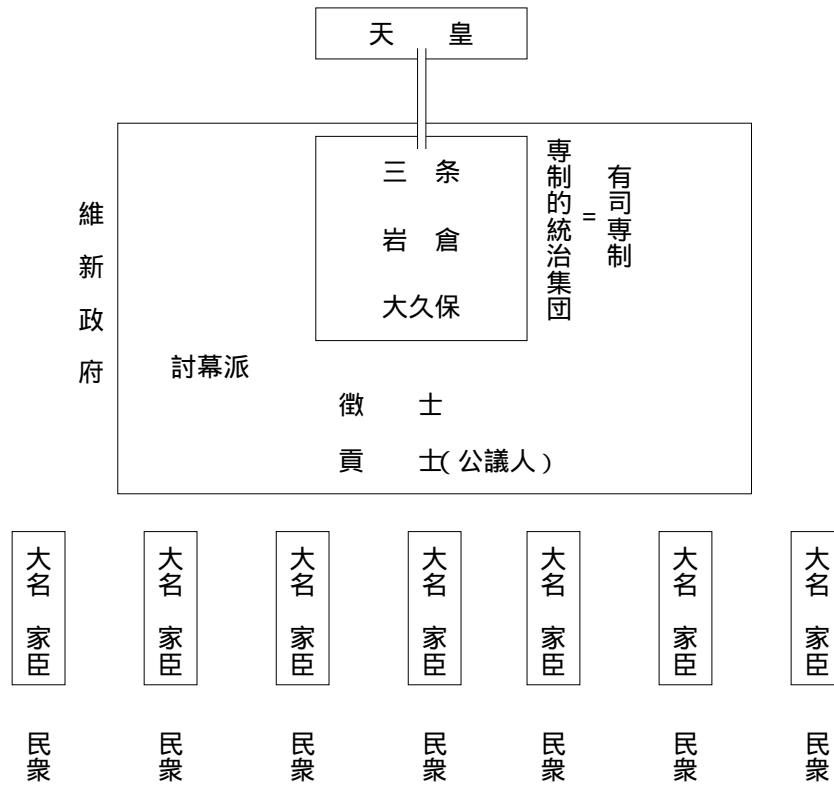
こういう形で政体書が作られたというのはどういうことなのだろうか。「神山郡廉日記」に「籐次(福岡孝悌のこと)ヨリ被託自分浄書シテ、大久保一蔵(利通のこと)へ迄、今日差立、岩倉卿へ差上呉候様頼置候事」という具合にあります。ここで、福岡孝悌や副島種臣がこういう案文を作るのは問題がありません。何故かという制度寮にいて、制度について検討する立場にあるからです。その上司は誰かという制度局の輔というのが、すぐの上司であります。それは鍋島直正(佐賀藩の元藩主、鍋島閑叟)と堤^{あきな}哲長です。堤は公家ですが、その上の制度局督で鷹司輔熙、これは摂家であります。一番上になります。制度局督というところを経て今度はどこに行くかという、総裁局副総裁の岩倉あるいは三条に行き、さらに総裁有栖川宮熾仁のところに行くという構造になるわけです。これがもっとも素直な、制度を作っていく案文がいくルートです。

ところがそのルートを通っていない。つまり制度局輔・制度局督を経ていないのです。そして、全然別のところにいる内閣事務局判事大久保利通に手渡され、大久保を介して副総裁岩倉に渡される。大久保は仲介しただけではありません。彼はそれにもの申していますし、つまりここでいいますと、作ったものは大久保を通して岩倉、岩倉から三条へと行きます。これが実はこの時期における国家の一種の決定のスタイルです。ルートなのです。

政府にはたくさんの役人たちがいます。その役人たちも元々は討幕派の人たちであります。各藩の中で幕末維新时期に優れた活動をしたり、思想や能力をもっている人たちを引っ張り上げていきます。これを「徴士」といいます。この徴士というのはどういうふうにできたかという元々は尊攘派であったり尊王討幕派であったり、あるいは公議政体派でもいいのです。つまりそれぞれの部署で力量があるものが徴士として新政府に迎えられるのです。

藩によってはすぐれてこういう部門でがんばっていたというところがあります。たとえば、近代的刑法でいいますと、熊本藩にまさる刑法を作っていたところはありません。宝暦の改革のときに「刑法草書」という刑法が作られます。この刑法の基本精神は何かというと、罰を与えるというのは本人を再生させるためだという、つまり、懲罰やみせしめではないんだという精神で法を作ります。したがって、たとえば皆さんご存じの時代劇で、遠島の刑などに処せられる等悪いことをしたら二の腕に入れ墨の線が入れられますね。1本、それから2本になったりします。そうすると今と違って着物を

図2 有司専制の構造



着ていますから、腕を上げますと二の腕の線が見えます。要するに入れ墨を入れられた前科者はどうなるかという、仕事に就けない、だからまた悪いことをする、とこういう構造になる。ですからこれはやめるべきである、と行って、どうしたかという、眉を剃るということにします。今では、罪人でなくても眉を剃りますが、罪人が眉を剃る。眉はいずれ生えますから、しばらくすれば眉は生え揃い、普通の人と同じになるのです。これは堀平太左衛門というのが中心になって作ったのですが、これはもとは福井の人です。福井の堀平太左衛門が肥後藩に行って肥後で「刑法草書」を作ったわけです。そういった意味で刑法については最もたくさんの人材を持っている肥後藩の連中を司法局に入れるわけです。

ところが、政府の下には厳然と二百数十の藩があって、先程の小浜藩のように戦々恐々としているわけです。自藩の扱いがどのようになるのか、中央政府の情報がさっさと入ってこない自分たちがどういう対応をしたらいいかわからないと。戦々恐々なのです。

そういう藩の意向を汲みます。つまり徴士だけでは、諸藩はどういう扱いを受けるか不安でたまらない、そういう状況を汲んで、おまえたち自分たちの藩の利害を代表した者を出しなさいとして出させた、これが「貢士」です。この貢士を公議人という形にして議論させようというのです。つまり、30万石以上が大藩、10万石以上が中藩、そしてそれ以下が小藩という具合に分け、各藩から代表を出させるんです。江戸時代の親藩・譜代・外様という分け方と全く違って大きさで分ける。これは維新政権がやった藩の分類であります。その大きい藩からは3人、真ん中からは2人、一番下からは1人という具合に貢士を出させる。すぐに応じたところとなかなか応じられないところとがいろいろありますが、とにかくそういうことをする。

ところで幕末期に京都を舞台に活躍した討幕派で、新政府の役人になったものも、政府と出身藩のどちらの立場に立つべきか迷うのですが、新政府の中は、それぞれ思惑が違ったものたちの集合体になります。思惑の違った連中は一体何を考えているかということ、自分たちの藩がどうなるかということばかり考えているわけです。あるいは能力のないものもいる。旧大名クラスだとか、あるいは公家クラスの中には政治的訓練を受けていないものも多いのです。政治的な訓練を受けていた藩主というのはわずかしきいません。自藩のことばかりにこだわったり、無能なものが藩の権力の中にいたらどうなるかということ、権力がうまくいかない。というので、そういう自分の出自から完全に自由になることのできる役人が必要なのです。完全に自由である、つまり場合によっては、自分の藩をやっつけることのできる者が中心になる。そのチャンピオンが大久保利通です。大久保利通はいち早く薩摩を捨てることのできた人物なのです。

ついでながら、この徹底して捨てることのできた大久保に対して、徹底して藩にこだわったチャンピオンが西郷です。この同じ薩摩藩で大久保と西郷というのは、そういう意味では近代的人格の形成のプロセスからいって全く対照的です。僕は近代の政治家で大久保ほどの人物はいないと思っています。それに続くのが伊藤博文だと思いますが、伊藤も大久保にはかないません。それぐらいに大久保というのは近代的な政治家の資質というものを本質的に持っている男で、つまり、ここは藩という力を利用して行動するけれども藩をいつでも捨てられるという、これが政治家なんですね。

この大久保が岩倉を動かし、さらに三条を通して天皇に上奏する。国政の原則はあくまでも天皇親政です。天皇が自ら政治を行う、これは建前ではない。必ずそうさせるのです。なんでそうなったかということ、これは幕末の政争の結果です。最初に触れましたように、対立する路線は、互いに天皇の取り合いですから、形だけの天皇親政では天皇をないがしろにしているという批判がおきますので、君側の姦との誹を受けないためには、君が権力を握る構造を作らなければいけないのです。権力を天皇が握るという構造を作るのですが、事実上天皇はまだ若い。16歳ですから。元服式を2月にあげて、そして即位の式典を8月に行った。そして江戸に行幸して東京と名前を改める、帰ってきてすぐに奥さんをお願いします。ですから明治元年の間に元服して即位して奥さんをもろうというたいへんなことをやって、まあ、奥さんをもらったって一緒に生活してないんでしょうけれども、とにかくそれやって独立した人格だという状態を作ります。そしてその彼が天皇親政、彼の元に政治権力が集中し、他からは入れないという構造を作ったんですね。これが政体書です。

僕は元々は有司専制というのは明治2年8月10日の三職の密約がその成立の時期であるとずっと論文も書いてきたわけですが、最近修正をしているわけです。8月10日の密約は密約で実に面白いものです。なぜかということ、これが公議という問題に関わっているからであります。全文はあげませんでした、4つあります。

資料7 明治2年8月10日 三職密約 (大臣=三条・岩倉；大納言=徳大寺実則；参議=大久保・広沢真臣・副島種臣)

— (前略) 縦令宸断を経て発表すへき事たりとも未発前には同列の外家人は勿論父子の間と雖決して漏洩致間敷事

- 一 万機宸断を経て施行すへき事たりと雖も、公論に決するの御誓文ニ基き、大事件ハ三職熟議し、諸省卿輔弁官又八侍詔院集議院へ其事柄ニ依り諮問を経たる後、上奏宸断を仰ぐ可き事
- 一 (前略) 縱令自己の論行はれずとも他の衆論に従ひ一定決行するに至りたるときは、異論四方に起り天下の人皆之を是非すること有るも、難を他に譲りて之を避くるか如き輕薄の醜態を為す可らず。断然として動かす、確乎として懼れず、同心戮力其責に任じするを以て專要とすへき事
- 一 三職の輩ハ、毎月三、四度或ハ五、六度各自の宅ニ相往來集會し、情を通し親を結び一点の隔心なく相交りて奉公の便を計る可き事

(『大久保利通文書』第三)

1つはですね、まずは政府でいろいろ議論していることを漏洩するな、秘密を漏らすなということがあります。「家人は勿論父子の間と雖」と書いてあります。家人というのは、東京に出てきた役人は、その同じ藩の若い連中を抱えてるんです。彼らにいろいろと政治的に活動できる場を与えるために情報を漏らして、そして彼らに献策させる。こいつは見込みがあるぞというのを役人に取り立てるというシステムを作っていきます。こういうものにも絶対漏洩するなというのが1つ。

それから2番目として、つまり公論というのは三職の熟議が公論だといっているわけです。広く会議を起こし万機公論に決す可しという、要するにシステムとしては公議所というものを作っているわけですね。しかしシステムはあまり実ってない。しかし、いまその枠を広げたりすることに意味があるとは大久保は考えていない。それこそ形だけでも合議が行われればいいと考えているのです。ですから専制です。専制権力です。僕はさっきの図に専制的統治集団と書いておきました。この専制的統治集団というのが有司専制のことです。つまりいまは専制的でないとな国家的課題は実現できないと考えているのです。歴史的には専制権力というのはいずれ倒されるし、これは非民主的であることに変わりはないのですが、専制権力がある意味では歴史的に民主主義的課題の実現なり開明性なりと結合するような幸福な瞬間があると思います。それがこの時期だと思います。しかし長く見ても明治6年までのことです。

3番目にですね、いったん決めたことについて、途中で本当は嫌やったんやというようなことをいうなということ。これは我々が民主主義を学ぶ学校の場合で、そういうことをいいましたね。一旦決めたじゃないかと。

その次が面白いです。これを僕はものすごく重要視しています。つまり、ここは三職の連中は月に3、4度かあるいは5、6度お互いに家を往來して信を通じることが必要だと言うのです。つまり何かというと、これが大事な点で、同じ藩は同じ藩の連中ばかりと交わるんです。こういうものに代わるもっと強い絆を作らないといけない。その時つまり俗に同じ釜の飯を食うというように一緒に飯を食うとか、一緒に酒を酌み交わすとかというのが大事だといっているわけです。この私的な関係が公的な権力実現の保証になるというのがここでの大久保の持論なんですね。

大久保の といったのはこれを作った原案はすべて大久保です 意図はどこにあるかと言うと、政府の役人の多くは、政府と自藩の立場の間を揺れ動いている。それを明確に政府の立場に立たせることにあるのです。木戸孝允はこういっています。木戸は幕末の段階では藩主、つまり長州藩の藩主が

らおまえは京都へ行って活躍してこい、と出して出てきた。そのときは桂小五郎でした。それで彼は藩主の命を受けて尊攘派・討幕派として活躍をして、そして気が付いてみたら明治新政府の重鎮になっていた。気が付いてみたらですね、歴史は流れたわけです。そうすると自分の出身の藩に命令を下す位置にいる。これは場合によっては藩主に対してすら命令を下すのです。こんな位置に私はおれないと木戸はいうんです。彼は繊細な男です。彼はときどきノイローゼになります。彼は日記なんか脳病にかかると書いてあります。脳病というのはおそらくストレスでしょうね。彼の気持ちは非常によくわかる。

ところがそれを振り払わないとだめなんです。大久保のように。ところが木戸はもう帰らせてくれと申請します。岩倉はだめだといいます。帰らせない。おまえは必要なんだと。新政府にとって必要なんだと。これが彼らの出自と自分の置かれた地位との間のやりとりなんです。役人たちはみんなそういう苦みを味わうわけです。というわけで、そういう彼らの出身の出自であるとか、そういったものの結合より新たな結合関係を作って、それが新政府の権力の母体になると大久保は考えたのです。

これを春嶽はいいとは思わないんですね。やっぱり専制なんです。春嶽は、もう時間がありませんが、少しだけいっときます。ちょっと振り返ってみますと、最初にできた役職は三職七科制というものです。三職七科制ができて、その次慶応4年2月3日に三職八局制ができ、さらにこれは八官制そして八省制といって、これがずっと続きます。この時に松平春嶽はまず議定になります。議定になって、そして議定という立場で内国事務総督、内国事務局輔、行政官議定・民部官知事、民部卿・大蔵卿というのを重ねていきます。実は藩主で最も長く役職にいたのが春嶽です。藩主クラスではほとんどみんなが途中でくびになっていきます。要するにその最大の理由は、これは岩倉と大久保が絶えず書いていますが、彼らには行政の能力がないからなのです。そういう中で春嶽は最も長いこといたのですが、しかし結局は春嶽も失意のうちに終わることになります。

福井藩からは中根雪江、酒井十之丞、毛受洪、由利公正、青山貞、この5人が参与に、時間はずれています。この中で由利公正が制度局事務掛兼会計局事務掛になりますし、そっちの畑で中心的な役割を果たし、議政官の参与になります。しかし、全体的には薩摩と長州を除いてはほとんど中央に出ている役人層は減ってきたように見えます。

薩長藩閥政府という言葉があります。以上のように薩長出身者が役人のポストの多くを握っていることから、そういう評価が生まれたのですが、明治憲法体制ができるまでの時期に限って言いますと、僕は全く正しくないと思っています。大久保たちはつまり藩(の利害)を越えることによって権力を握っているわけです。これが有司専制です。例えば薩摩藩だから長州藩だから無能なのに権力の座にいるというようなことが生まれてくるのは、むしろいつからかといいますと、僕の感触でいうと明治憲法ができて以降の方が強いと思います。それも、その後しばらくすると東京帝大出というのが出てきて、それが役人になって、帝大出で留学経験者になってきて、大正デモクラシーの時には、中枢に入る者はほとんどアメリカへの海外留学経験者となります。社会主義に対する対策を勉強してくるといのがその最大の理由です。これについて松尾尊兌さんの研究があります。

ところで、春嶽は鳥羽伏見の戦いの時に、ともかく干戈を交えるようなことにならないことだけを

願っていたわけです。そこで尾張と一緒にになって慶喜の減罪というものを主張してずっときたんですが、結局残念ながらできない。だから彼はまずは議定をやめたいと願うのです。

資料8 春嶽私記

「土・予・藝ノ三侯モ兼テ議定之御職掌被蒙候事候得共、御不肖ナカラ如何様ニモ御尽力可被成八勿論候得共、是迄從朝廷追々之被仰出等一切御沙汰無之、今日之事件ニ相成候テモ、御同然ニ候八全ク御不才御不堪故、御談ニモ不被加御儀ト御推量被成、朝廷之御為ニモ不被為成候得共、今日ヨリ御職掌被免候様、御一同御敵違有之由、私云、右之御次第ニ候得共、追テ議定職御免御願之儀、不被聞召段被仰出之。」

議定職を辞めさせてくれというのですが、その理由を春嶽は、「是迄從朝廷追々之被仰出等一切御沙汰無之」、今度の戦争についても一体どうなるかということについて、一切何の話もない。何の話もなく、事が進行してきてここに至った。つまり、自分たちが蚊帳の外に置かれていると言うのです。国家の意思決定のプロセスの中に春嶽自身も入っていないということなんです。ここが問題で、彼は慶喜の減罪運動をやります。そのために本多修理を江戸へ派遣して周旋させます。それが効を奏して慶喜は新政府の中でそれなりの位置を占めてたのですが、実は彼の本来の思惑は実現しないで終わるわけです。そしてそのいわば有司専制政府によって次第次第に藩の解体へと向かっていくというわけです。

3. 廃藩置県から福井県の成立へ

この有司専制の体制ができて、藩の軍事力とかいうのは戊辰戦争が終わるまで絶対必要なわけです。その軍はそれぞれの藩に属していますから、これは藩主の命令で動くのです。その藩兵は大坂を経由して東北に向かうのです。たとえば長州藩兵であるとか、芸州の藩兵などです。その大坂へ天皇が行幸して、大坂で諸藩兵の閲兵をします。つまり、彼らには藩を越えて天皇の兵士として戦争に行くことを要求するのです。

どういうことかといいますと、普通にいえば武士は二君にまみえず、といいます。つまりどこその藩と両方の家臣になるというのはないわけです。それを天皇の家臣＝兵卒であり、長州の武士であると、そういう位置づけを行っていくのが、この明治元年なのですね。この間ずっと、大学で講義をやっておりましてその資料をずっと見ていますが、面白いのはそこですね。つまり藩士・藩兵を藩主や藩を越えて天皇の臣下にしていくプロセスというのがある。一方天皇はずっと兵卒の権は握ったことがないんですね。それが、兵卒の権を握って行って、大元帥になっていくそのプロセスが同時にあるのです。兵卒の側からでいえば、藩兵でありながら天皇の兵卒になっていくプロセスが明治元年の戊辰戦争のさなかからあるのです。

したがって、藩は解体していくという基本方針のなかにあるとみていいと思います。版籍奉還・廃藩置県がくるというのは歴史的なプロセスであります。そこで藩を明治4年(1871)7月に撤廃し、それまですでに府とか県とか置かれていましたが、残っていた藩を捨ててすべて府県にします。こうして福井県の領内に10の県ができる。これはいわば暫定措置であります。

ここで大事なのは何かというと、領主を自分の領土と切り離すというところに最大の眼目があります。領主には東京居住を命じます。そして、それぞれの藩の持っている武士はすべて中央政府の武士になる。廃藩置県によって封建的な身分的關係がなくなるのではなく、明治政府がとりあえず領主になり、したがって禄は明治政府から支払うという構造です。ついで明治政府が今度は禄を廃止する。これが秩禄処分です。ですから藩がばらばらに廃止していくのではない。いったん吸収してそして大名も含めて秩禄処分するのです。この集権化というプロセスがありますね。実はあちこちで不満は起りますが、すんなりいくのです。これが廃藩置県であり、秩禄処分です。

こうなりますと、おしなべて同一の施策が中央政府から行われるということになるんですが、この展示(公文録や滋賀県の資料)を見せていただいて面白いなと思ったのが、そんなにうまくいかないよというのがこの福井藩が示していると思うんですね。越前国というのが山を挟んで存在し、若狭3郡がその南につながっています。

滋賀県から言えば、若狭と敦賀が一緒になって、滋賀県と一緒にするのは当たり前なだけけれど、という話があります。しかし、たとえば静岡県へ行きますと浜松を中心とするところと静岡は今でも相対立しているというか、互いに激しい対抗意識があります。ですから、国郡制というのは今でも生きていくという感じがやっぱりしますね。国郡制が生きていて、そういうものがこの統一した地方支配というかそういうものに行き着くのを、いろんな意味で後押ししたり邪魔したり、いろんなことをしているんだろうと思います。滋賀県の思惑にはやはり無理があるのでしょうか。そういう意味で僕が面白いと思ったのは明治3年5月、廃藩置県の前に福井藩が次のように提案をしていることです。

資料9 「越前一州一県之儀」(明治3年5月)

「丸岡・大野・鯖江・勝山四藩答書

国内ノ藩県ヲ廃シ、更ニ一県庁ヲ置キ、治法一途ニシ民心開化ニ進ムヘキ云々窺ノ御案書ヲ示サレ、異議ナクハ連署スヘキヨウ御懇諭ヲ蒙リ、御厚意実ニ感銘ニ堪ヘス。且其論議諸藩ニ卓絶セリ。然レトモ小藩ノ如キハ争カ天下ニ先スルノ気力アラシヤ。加之従来頑固ノ習風、万一物議ヲ生シ混乱ヲ醸スニ至ラハ、朝廷ニ対シ辞ナシト云ヘシ。仍テ遺憾ナカラ御除名ヲ願フ也。」

これは福井藩から丸岡・大野・鯖江・勝山と一緒に、越前の嶺北と一緒に一つ国になろうという申し入れをする。たとえば鯖江藩によって橋本左内は殺されたみたいなので、そういうことからいいますと、恩讐を越えてといってもいいと思います(ここには敦賀は入っていない)。この時にこの丸岡その他の藩はどうしているかというと、もう、もっぱらどうしたらいいかわからんわけです。小さい藩として、ともかくもう気力も何もない。この気力も何もないというのは、実は廃藩置県を行わせる歴史的な条件ですね。つまり、ずっと藩にこだわってというわけにもいかないし、そして独自の行動をしたら何をされるかわからない、そういう意味で気力がない。これが、廃藩置県をやったときにはすんなりとなる条件だろうと思います。その廃藩置県の前にこういう提案を福井藩からしたということはそういった意味で非常に面白い。「天下ニ先スル」「諸藩ニ卓絶セリ」とこの文書の中にありますが、その通りだと思います。

明治14年になって福井県ができる。昨日が福井県成立の日です。その前は石川県で、要するに福井県がない時があるわけです。正直いって県史を読むまで福井県がない時があるなんて知りませんでした。恥ずかしながら。それでショックを受けたんですけど。しかしことの本質を解明するに至らないで今日に至りましたので、それ以上申し上げられません。いい問題提起をさせてもらったなと思って喜んでおります。どうも、早口でばたばたばたばたと大急ぎでしゃべりましたが、この間少し思ってきたこととお話ししました。ひょっとして、もうたくさん研究されている方がいらっしゃるの、それは違うということがあるかも知れませんが、また、お教えいただきたく思います。今日はご静聴いただきましてありがとうございました。